第百十八条第一項中「海洋気象台」の下に「（舞鶴海洋気象台を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　管区気象台の所掌事務のうち、法第四十九条第八項の規定により、舞鶴海洋気象台に分掌させるものは、次に掲げるものとする。

一　第百三条第一号に掲げる事務

二　第百六条に規定する事務

第百二十八条中「の五課」を「に掲げる課」に改め、「業務課」の下に「（舞鶴海洋気象台を除く。）」を加える。

第百二十九条に次の一項を加える。

2　舞鶴海洋気象台の総務課は、前項各号に掲げる事務のほか、次条第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

第百三十二条第五号中「事務」の下に「（舞鶴海洋気象台にあっては、同条第二項第一号の規定により同海洋気象台に分掌させることとされた事務）」を加える。

第百三十三条第五号中「第百十八条第一項第五号」に改め、「事務」の下に「（舞鶴海洋気象台にあっては、同条第二項第二号の規定により同海洋気象台に分掌させることとされた事務）」を加える。

別表第一中「第百十八条第二項」を「第百十八条第三項」に改め、同表大阪管区気象台の項中「京都府（」の下に「舞鶴海洋気象台に分掌させることとされた事務にあっては、」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項及び第十三条の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十二条」に、「第九十六条」を「第九十三条」に改める。

第六条を次のように改める。

（情報通信課の所掌事務）

第六条　情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上保安庁の使用する情報通信システムの整備及び管理に関すること。

二　海上保安庁の所掌事務に関する情報の管理に関する事務の総括に関すること。

第十九条第一号中へを削り、トをへとし、チからルまでをトからヌまでとする。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（警備情報調整官）

第四十六条の二　警備情報課に、警備情報調整官一人を置く。

2　警備情報調整官は、命を受けて、警備情報の収集、分析その他の調査及び警備情報の管理に関する重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

第五十五条の見出しを「（安全システム開発室及び航路標識災害対策官）」に改め、同条第一項中「安全システム開発室」の下に「及び航路標識災害対策官一人」を加え、同条第二項第一号中「こと」の下に「（航路標識災害対策官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　航路標識災害対策官は、灯台その他の航路標識の建設及び保守に関する災害対策に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（計画運用課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第五十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　本部の使用する情報通信システムの整備及び管理に関すること。

第六十三条の二を第六十三条の三とし、第六十三条の次に次の一条を加える。

（情報管理官）

第六十三条の二　総務部に、それぞれ情報管理官一人を置く。

2　情報管理官は、命を受けて、本部の所掌事務に関する情報の管理に関する重要事項について企画及び立案を行い、並びに整理する。

第六十五条中「厚生課」を「厚生課　情報通信課（第三本部、第四本部、第五本部、第六本部及び第七本部に限る。）」に改める。

第六十六条に次の一項を加える。

2　第一本部、第二本部、第八本部、第九本部及び第十本部の総務課は、前項に規定する事務のほか、第六十八条の二に規定する事務をつかさどる。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（情報通信課の所掌事務）

第六十八条の二　情報通信課は、本部の使用する情報通信システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

第八十条中「（第一本部及び第二本部を除く。）」を削り、「第三本部、第四本部、第五本部、第六本部及び第七本部に限る。」を「第一本部、第八本部、第九本部及び第十本部を除く。」に改める。

第八十一条第一項第二号及び第三号中「第一本部及び第二本部以外の本部にあっては、」を削り、同条第二項を削る。

第八十一条の二第一項第三号中「第一本部及び第二本部以外の本部にあっては」及び「、第一本部及び第二本部にあっては警備課及び国際刑事課の所掌に属するものを」を削り、同条第二項中「、第二本部」を削る。

第八十一条の三第一号中へを削り、トをへとし、チからルまでをトからヌまでとし、同条第三号及び第四号中「第一本部及び第二本部以外の本部にあっては警備情報課の所掌に属するものを、第一本部及び第二本部にあっては警備課」を「警備情報課」に改める。

第八十四条第一項第一号中「第三本部、第四本部、第五本部、第六本部及び第七本部」を「第一本部、第八本部、第九本部及び第十本部以外の本部」に改め、同条第二項中「、第二本部」を削る。

第九十条中「（第一本部、第二本部、第八本部及び第十本部に限る。）」を「（第一本部、第二本部、第三本部、第四本部、第五本部、第六本部及び第七本部に限る。）」に改める。

第九十三条から第九十五条までを削る。

第二章第一節第二款中第九十六条を第九十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（情報管理官）

第九十三条　第十一本部に、情報管理官一人を置く。

2　情報管理官は、命を受けて、本部の所掌事務に関する情報の管理に関する重要事項について企画及び立案を行い、並びに整理する。

第九十六条の二を第九十五条とし、第九十六条の三を第九十六条とし、第九十六条の四を第九十六条の二とし、第九十八条の五を第九十六条の三とする。

第九十八条中「第六十六条」を「第六十六条第一項及び第六十八条の二」に改める。

第百五条中「第八十一条第一項第二号」を「第八十一条第二号」に改める。

第百十八条中「情報通信管理センター」を削る。

第百十九条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第十四項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二第八管区海上保安本部の項中「、八束郡」及び「、簸川郡」を削る。

別表第五を次のように改める。

別表第五　削除

別表第十五情報通信管理センターの項を削る。